

2. 13

南海中学校区保小中連携協議会設置要綱

南海中学校区のすべての子どもたちの健全な成長と、「学び」の保障，進路保障を目指して，保小中連携の更なる発展を期して次の設置要綱を定める。

(設置)

第1条 南海中学校区の保育園・小学校・中学校の連携を更に発展させるために，南海中学校区保小中連携協議会（以下 協議会という）を設置する。

(所掌業務)

第2条 前条の目的を達するための協議会の主な所掌は，次の各号のとおりとする。

- (1) 保小中連携の在り方の検討及びその評価
- (2) 保小中合同研修等の企画及び運営
- (3) その他連携事業に関すること

(組織)

第3条 協議会は，次に定める各組織から選出された委員によって構成し，組織する。

- 1 会長1名，副会長若干名を置く。会長及び副会長には各構成組織の長を充て，副会長の互選によって会長を決定する。
- 2 会長は，協議会を代表し，会務を総理する。
- 3 小学校及び中学校に所属する会長または副会長及び保育園に所属する会長または副会長のうち1名は，後に掲げる部会の長を兼ねる。
- 4 委員は，保育園においては副園長またはそれに準じる職員，小中学校においては教頭・主幹教諭・教務主任・研究主任・人権教育主任・生徒指導主事（担当）・地域協働（防災）担当とする。ただし，保育園においては必要に応じて担当職員を増員できるものとする。
- 5 異動等により委員に欠員が生じた場合は，各構成組織内で必ず後任を選出する。

(会議)

第4条 協議会の会議は，会長が招集する。

- 2 次の条に掲げる部会の会議は，部会の長（会長または副会長が兼務）が召集する。

(部会)

第5条 協議会の中に次の各号に掲げる部会を置き，各分野で広く連携を図る。各部会は部会の長（会長または副会長が兼務する）が所属する場所において，部会の長が開催する。

- (1) 研究部会を置き，研究活動等について連携する。
- (2) 人権・子ども部会を置き，人権教育及び子ども理解・生活指導・不登校対策等について連携する。
- (3) 地域協働部会を置き，地域協働について連携する。

- (4) 保育園部会を置き、保育園相互の連携を深める。
- (5) 管理職部会を置き、学校運営全般について連携するとともに、前号に掲げる部会の業務を統括する。

(事務局)

第6条 保小中連携協議会の事務局は会長が所属する場所に置く。

- 2 協議会における庶務は、事務局がある場所において、会長が選任したものがこれを行う。
- 3 前条に掲げる各部会の事務局はその部会の長が所属する場所に置き、部会の長が選任したものがこれを行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月12日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月13日に改定する。
- 3 この要綱は、平成31年4月4日に改定する。

組織図

